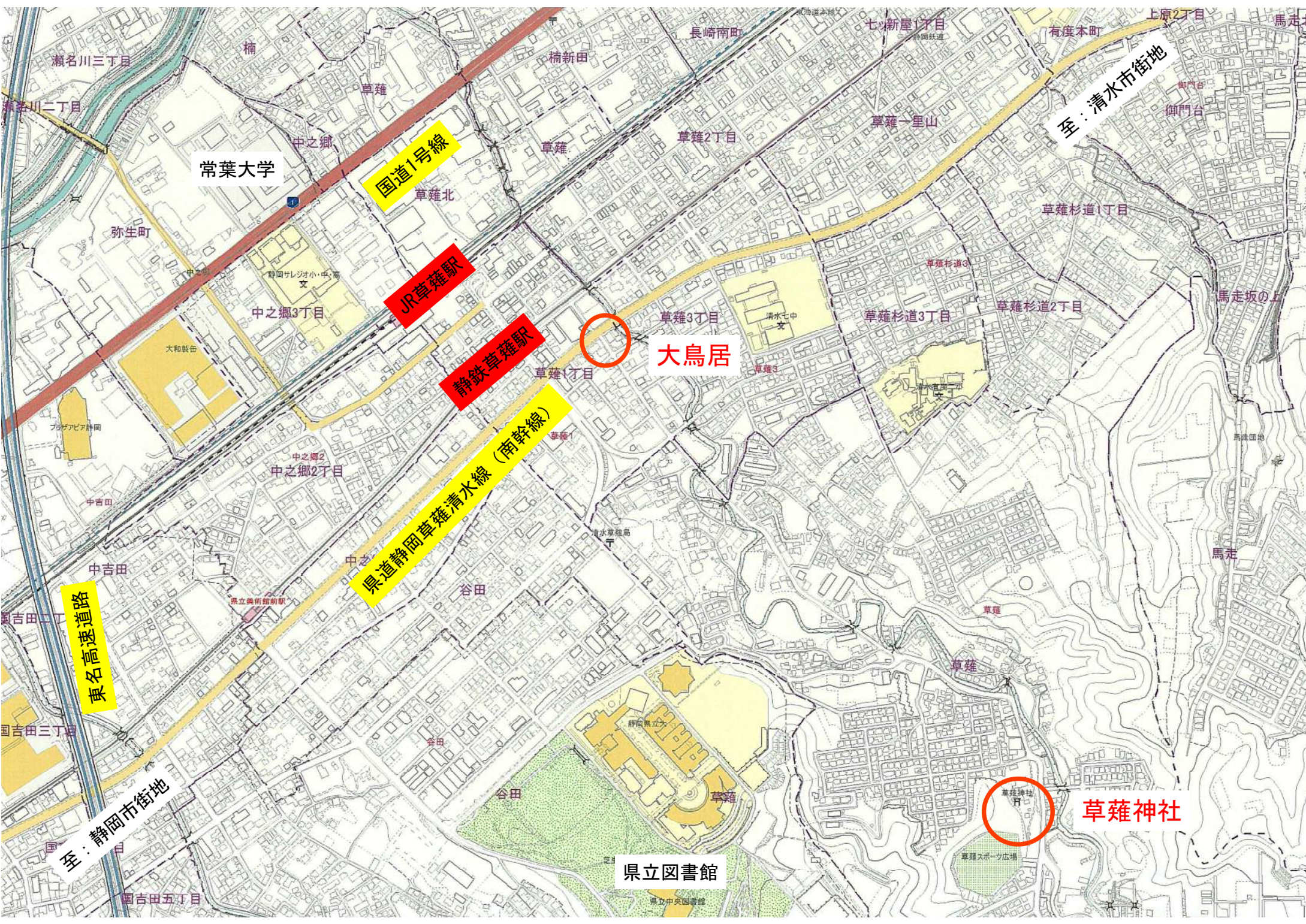


南幹線の大鳥居及び石碑2基の所有者に対して 除却を命ずる公告をします！

◆ アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">清水区草薙一丁目地内の一般県道静岡草薙清水線（南幹線）にある大鳥居は、表面のコンクリートが剥がれ落ちる等、老朽化が進んでいます。市では、大鳥居及び石碑2基の所有者を調べてきましたが、わからないため、歩行者及び車の安全を考え、所有者に対して除却を命ずる公告をします。
◆ 日時・期間	公告開始 令和2年3月24日 除却期限 令和2年6月15日
◆ 場 所	静岡市清水区草薙一丁目251番2地先
◆ 内容など	<ul style="list-style-type: none">道路法（昭和27年法律第180号）第71条（道路管理者等の監督処分）第1項の規定による措置を命ずるに当たり、大鳥居及び石碑2基の所有者がわからないため、同条第3項の規定により別紙資料のとおり市の掲示板及び現地（大鳥居及び石碑2基）に公告します。 ○公告の内容 <ul style="list-style-type: none">大鳥居等の所有者は、令和2年6月15日までに除却してください。大鳥居等が除却されない場合は、道路管理者が除却します。除却後所有者が判明した場合は、要した費用を所有者に請求します。

別紙資料 (有)・無

【問合せ】土木事務所 管理係（清水庁舎7階）
電話 054-354-2218



常葉大学

国道1号線

JR草薙駅

静鉄草薙駅

国道静岡草薙清水線 (南幹線)

東名高速道路

至：静岡市街地

至：清水市街地

大鳥居

草薙神社

県立図書館

瀬名川三丁目

瀬名川二丁目

国吉田三丁目

国吉田五丁目

楠

中之郷

弥生町

中之郷3丁目

中之郷2丁目

中吉田

国吉田

国吉田二丁目

草薙北

草薙1丁目

草薙3丁目

谷田

谷田

草薙

長崎南町

楠新田

草薙

草薙

草薙2丁目

草薙一里山

草薙杉道1丁目

草薙杉道3丁目

草薙杉道3丁目

草薙杉道2丁目

馬走坂の上

馬走

草薙神社行

草薙文楽一ツ広場

県立中央図書館

公 告

下記の対象工作物について、道路法（昭和27年法律第180号）第71条第1項の規定による措置を命ずるに当たり、当該措置を命ずべき者を確知できないため、同条第3項の規定により公告します。

令和2年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1 命ずる措置等の内容

- (1) 対象工作物は、道路法第32条第1項の規定に基づく許可を受けずに道路上に設置されているものであり、また、老朽化による倒壊等のおそれ認められるものであることから、その所有者に対して、令和2年6月15日までに当該対象工作物を除却するよう命じます。
- (2) 前号の期限までに対象工作物が除却されない場合は、道路管理者（静岡市長）又はその命じた者若しくは委任した者が除却します。
- (3) 除却後に対象工作物の所有者が判明した場合には、その者に対して除却に要した費用を請求します。

2 対象工作物

別紙のとおり

(別紙)

所在地	静岡市清水区草薙一丁目251番2地先
工作物の構造・規模等	(1) 鳥居 1基 鉄筋コンクリート造り (2) 石碑 (その1) 1基 石造り (3) 石碑 (その2) 1基 石造り
除却命令対象工作物 (写真)	(1) 鳥居  (2) 石碑 (その1) 

(3) 石碑 (その2)

